

明治後期の保育者論 —東京女子高等師範学校附属幼稚園の理論的系譜を事例として—

白 石 崇 人

Takato SHIRAIKI : Theory of the 'Child Carer' in Latter Term of the Meiji Era:
—A Case Study of the Kindergarten Attached to Tokyo Women's Higher Normal School—

本稿は、東京女子高等師範学校附属幼稚園の関係者の論を事例として、明治後期の保育者論の歴史的意義を明らかにすることを目指す。明治後期の保育者論は、中村五六の保育者論を起点として、東基吉によって専門化・体系化され、和田実によってとくに方法・技術面についてさらに専門化された。これらの保育者論は、大正期に入って、保姆自身の幸福を起点とした倉橋惣三の保育者論の基盤を提供したと思われる。

キーワード：保育者 中村五六 東基吉 和田実 倉橋惣三 東京女子高等師範学校附属幼稚園

はじめに

本稿は、東京女子高等師範学校附属幼稚園の関係者の論を事例として、明治後期の保育者論の歴史的意義を明らかにすることを目指す。

明治前期は、まずは幼稚園制度を日本社会に導入するため、保育方法の翻訳や保育制度の模倣・量的拡大を目指した時期であった。明治20年代後半以降になると、実践上の観点やフレーベル研究によって、形式的な恩物主義保育が批判されていく。その代表的な例としては、明治25(1892)年設置の女子高等師範学校附属幼稚園分室の実践や、A. L. ハウの一連の翻訳書などがある。明治32(1899)年には、幼稚園保育及設備規程の公布により、幼稚園の全国的な法的基準がひとまず定められた。そのねらいは、明治20年代頃から増えてきた幼稚園について、その質的保証と向上とを目指すところにあった。明治後期は、少しずつ定着し始めた保育の実情に基づいて、翻訳に止まらない内実の検討が始まった時期として位置づけられる。

本稿でいう保育者とは、とくに断らない限り、主に幼稚園保姆を指すこととする。当時の幼稚園保姆の資格は、制度上、小学校准教員以上の免許所持者をもって充てていた。実際には、無資格者が保姆として働くこともあり、高等な子守としてしか見なされないものもあった。当時の保育者は、保姆という独自の呼称を持ってはいたが、制度上では小学校准教員と同一視され、実際上では子守同然に扱われていたのである。これでは、当時、幼稚園保姆が、専門性を有する独自の職業として確立していたとは言い難い。しかし、東基吉の論に見られるように、小学校教員や子守とは異なるものとして、保育者独自の専門性が強調され始めたのもこの時期である¹⁾。明治後期は、保育者の専門性という観点から、その内実を論じる保育者論の勃興期とも考えられる。

保育者論研究において、専門的観点から論じられた明治後期の保育者論は重要な研究対象となる。明治後期において、保育者のあり方はどのように論じられたか。本稿では、明治後期における代表的な保育論として、東京女子高等師範学校附属幼稚園関係者として当時の保育理論・実践を先導してい

た同校教員たちの保育者論に注目する。具体的には、当時、東京女子高等師範学校附属幼稚園の主事であった中村五六、同校初代幼稚園批評掛であった東基吉、同校講師・助教授として保育実習科を担当した和田実、中村・東・和田の保育理論を継承した後に自らの保育理論を打ち立てていく倉橋惣三、以上4名の保育者論を取り上げる。

本稿では、まず先行研究に基づきながら各人の履歴と保育思想を整理する。次に、明治期における各々の代表的著作を用いて、その保育者論を検討する。

1. 中村五六の保育者論

(1) フレーベル原理に基づく保育理論の追求

中村五六（1861～1946）は、明治23（1890）年～明治28（1895）年および明治31（1898）年～明治42（1909）年の間に、女子高等師範学校（東京女子高等師範学校）主事を務めた人物である。中村は、明治25年7月設置の女高師附属幼稚園分室に深く関わり、従来より経費節減可能な簡易幼稚園を普及させるため、保育研究と保育者養成とに取り組んだ。中村のもとで明治26（1893）年3月に全面改定された女高師附属幼稚園規則は、本園と分室との制度的整合を図ったものであり、フレーベル会「幼稚園制度ニ關スル建議書」の作成において参考され、明治32年6月公布の幼稚園保育及設備規程に影響を与えた²⁾。また、恩物使用の体系化・簡略化を意図した改良積木の提案や、幼児の興味と自発性とを尊重するために恩物の名称を変更するなどして、後の東基吉による恩物批判と幼児の自己活動を尊重した保育理論の基盤をつくった³⁾。

女高師教員時代の中村の保育者論をうかがえるまとまった著書としては、『幼稚園摘要』（明治26（1893）年）、『育児学講義』（明治34（1901）年）、『保育法』（明治39（1906）年）、『実用児童学講義』（明治41（1908）年）、『幼児教育法』（和田実と共に著、明治41（1908）年）がある。このうち『幼稚園摘要』は、「幼児の発達に即し、地域の実態に応じな

がら、できるだけ幼児の興味や関心・要求を重んじ、自発的に活動させ遊ばせながら知的・身体的・道徳的発達を促すよう誘導していく」というフレーベルの保育原理に準拠しつつ、次のような幼稚園教育理論を打ち立てようとした著作であった⁴⁾。そこでは、幼稚園教育について、①最も基礎的な人間教育段階としての位置づけ、②幼児の内面的・自発的活動を通した知徳体の平均的発達の促進、③集団保育における幼児相互の協力活動を通した社会性（道徳性）発達および才能発達、④保育者の創意工夫による遊具としての恩物の柔軟な使用、⑤恩物に限定されない手技・遊嬉・説話・唱歌・絵画・自然観察・社会性指導などへの着目、といった理論が示された。

また、『保育法』は、多田房之輔の東京保姆養成所で用いるテキストを兼ねて執筆され、『幼稚園摘要』以降の幼稚園問題や批判を受けてその内容を整備して集大成したものであり、次のような理論的特徴を有した⁵⁾。すなわち、『幼稚園摘要』の理論に基本的に沿いつつ、①保護養育＝幼児教育として教育原理と保育概念との連絡、②児童研究の必要性の強調、③幼稚園不振の原因分析（一般の無理解、行政当局の消極性、管理者の無関心・無責任、保姆の劣等意識と偏狭さ）、④女子教育における保育法教育の必要性の主張、⑤幼稚園教育と家庭教育との関係づけ（ただし、論理展開は不十分）、⑥フレーベル教育思想の詳細な検討、⑦保育内容四項目（遊嬉・唱歌・談話・手技）のねらい・内容および指導上の留意点の詳細な検討、⑧ねらい・特性による遊嬉の分類（身体的リズム運動を目指す律動的遊嬉、感覚練習を目指す感覚的遊嬉、社交性・生活模倣を目指す代表的遊嬉）と戸外遊嬉の重要性の強調、⑨談話の分類（保姆の説話すべきもの、幼児自ら語るもの）、⑩恩物使用即手技という手技認識、⑪幼稚園における保健衛生の配慮、⑫保姆における教養の必要性、などの特徴が挙げられる。

(2) 改良進歩の主体としての保育者

本節では、明治後期の代表的保育者論の基礎とし

て、中村五六『幼稚園摘葉』の第15章「幼稚園設置ノ梗概下」における幼稚園保母の資格論を取り上げる。ここでは、幼稚園施設・設備は完備されても、保母にその人を得ない時はむしろ害を招くとして、幼稚園保母の資格について、以下の6点にまとめて述べられた⁶⁾。

まず第1に、その任務に終始堪えうる身体の健康である。幼稚園教育は常に著しい困難を伴うため、身体虚弱の場合、本人が苦痛を感じることになる。第2に、深厚な道徳を有し、快活であり、立ち振る舞いや言葉遣い、顔色・体容に至るまで「優良爽快ノ風采」を備えていることである。これは、幼児が極めて感化を受けやすいために必要である。第3に、搖るがず偏りのない思想を有し、「真ニ幼児ヲ愛スルノ至情」と、楽しんで事に当たる「熱心」とを有することである。誠心より進んで事を為さなくては、教育効果を上げられないため、「愛情」と「熱心」とはとくに必要である。第4に、普通の学識はもちろん、教育学に通じ、「幼稚教育ノ理論」に明達し⁷⁾、それを「自ラ改良スルノ氣力」を有することである。幼稚園の事業は、時世に従って改進すべきものであるから、精神を活発にして世の進歩とともに「自ラ新ナルコト」が必要である。第5に、特別な訓練を受け、保育実地の方法に熟練することである。これは、幼稚園教育は、実行する方法を欠いてはならないからである。「当務者」は、この幼稚園教育の趣旨を体现し、実地において方法を適宜取捨折衷しなければならない⁸⁾。第6に、現代社会の事情に通じ、幼児の父母兄弟を応接する才幹をそなえることである。これは、幼稚園と家庭との育児方針を一致させ、相互に助け合うために幼稚園教育の方法について説明する必要があるからである。なお、以上のような資格を有する者は实际上得難いため、性質優良かつ熱心に研究する意欲を持ち、上達の可能性ある者を採用して、各自に研修を重ねることこそ、目下の急務である。

以上のように、『幼稚園摘葉』によると、幼稚園保母の資格として、①保母業務に堪えうる身体の健

康、②幼児の感化モデルとしての道徳的態度、③幼児に対する愛情と保母の業務に対する熱心、④普通学・教育学・幼稚園教育理論に関する学識とそれらを改良しようとする意欲・態度、⑤実際的な保育方法の熟練、⑥現代社会への理解に基づく幼児の保護者とのコミュニケーションに関する才幹、が挙げられた。ここで注目したいのは、保母がこれらの資格を最初から身につけていて当然とは捉えられていない点である。中村は、保母養成を軽視したわけではない。しかし、これらの資格は、性質のよさと研究に対する熱心さとを基盤として、保母就職後に研修によって身につけるべきとされた。これは幼稚園の現状を考慮した妥協論とも見受けられるが、保母の資格を実現する方法として、不可欠の位置にある。

なぜ、現職研修を重視する保育者論が導かれたのか。有資格保母の不足という状況以外に、その論理的系譜を探るとどうか。中村は、東京女子師範学校着任直後から、保母の資質向上を幼稚園教育の発展のための最重要課題とし、子どもとのかかわりを通じて実践的研究を進めたフレーベルのあり方に保育者の理想像を重ね、保育者自らが改良進歩を図ることを求めて保育者養成に従事した⁹⁾。この改良進歩の主体としての保育者像は、当時の小学校教員の基本的あり方とも重なっている。明治14(1881)年公布の小学校教員心得の第8条目には、「師範学校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一様子タルニ過ギザルモノナリ。故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセズ、宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ、以テ之ヲ活用センコトヲ務ムベシ」とある。中村は、保育の基礎学問として教育学を位置づけ、保母資格として小学校教員免許状取得を求め、明治13(1880)年から明治17(1884)年にかけて東京師範学校に在学し、卒業後教員養成校に長年勤務した人物である。中村の保育者論に、小学校教員心得の影響があつても不思議ではない。他の幼稚園保母の資質についても、小学校教員心得の各条に対応する面が見られる¹⁰⁾。中村の保育者論は、小学校教員心得を念頭に置きつつ、フレーベルを保育者

の具体的理想像として位置づけて、小学校教員の資格を保育者の資格へと変換させたものではないだろうか。

2. 東基吉の保育者論

(1) 自主的活動としての遊戯の具体化

東基吉（1872～1958）は、中村五六に保育の学問的研究を担う人材として見出され、明治33（1900）年に女子高等師範学校助教授兼幼稚園批評掛に着任し、明治41（1908）年まで同校に在職した人物である。フレーベル会機関誌『婦人と子ども』の初代編集者となり、様々な保育情報の発信者として活躍した。女高師離職後は各地で師範学校長などを務め、幼児教育から遠ざかった。

東は、子どもの遊びに注目し、形式的恩物主義保育から、幼児の自主的活動を中心とした保育への転換を訴え、具体的に遊戯論を展開した。東は、中村五六と同時代人であり、かつ保育理論構築の協力者であった。そのため、東の保育理論と中村のそれとの間には共通点が多いが、相違点も少なくない。中村の理論との相違点から見れば、東の保育思想は、次のような特徴を持っていた。たとえば、①幼稚園保育と家庭教育との相補関係論の展開、②遊具・玩具としての恩物論の徹底、③遊びの教育的価値を的確に表現する言葉として「遊嬉」ではなく「遊戯」を好んで用いたこと、④遊戯分類としての「運動遊戯」「静止遊戯」「動作遊戯」、⑤想像力・道徳性育成のための児童文学的談話論と教材・実践案の開発、⑥子どもが楽しくわかりやすい言文一致唱歌論と教材・実践案の開発、などの特徴が見出せる¹¹⁾。

東の保育思想に関する代表的な編著作には、『幼稚園唱歌』（発案、明治34（1901）年）、『幼稚園保育法』（明治37（1904）年）、『家庭童話母のみやげ』（編、明治38（1905）年）、『教育童話子どもの樂園』（編、明治40（1907）年）、『保育法教科書』（明治43（1910）年）がある。このうち、女高師教員時代の東の保育理論書には、『幼稚園保育法』が挙げられ

る。同著は、当時の海外での新教育運動の理論的動向を消化し、日本の幼稚園保育の現実と結びつけて理論化した著作と評価される一方、次のような問題が指摘されている¹²⁾。その問題とは、①遊戯論の体系化が不十分、②遊戯とその他の活動との関連が不明確、③教育方法としての養護・德育・智育と諸保育事項との関連が不明確、④「従順」をめざす家庭教育に対する集団保育の従属・併存と子どもの「独立」概念との関連性の不明確、であった。

東の保育理論は、幼稚園と家庭との関係づけを強化し、かつ保育四項目論を充実させることで、子ども中心保育の理論的・実践的基礎を提供した。そこには、遊戯論の体系性や保育法の理論的整合性などに問題を残していたが、中村の保育理論よりも一層具体化を図り、日本の幼稚園保育のあり方を模索していた。

(2) 保育者の専門的知識・技能と道徳的性格

本節では、東基吉の保育者論の基本的骨格を明らかにするために、『幼稚園保育法』の第13章「保育者の資格」の内容を検討する。ここでは、保育者に必要な資格として、大きく「教育の専門的知識と技能」と「道徳的性格」との2つが、次の理由から挙げられた¹³⁾。まず、教育の専門的知識・技能が挙げられたのは、職業に従事するにあたってその職業に関する知識・技能が必要なように、保育に従事するにも保育職に関する知識・技能が必要だからである。道徳的性格が挙げられたのは、幼児を指導して将来確固たる道徳的品性を得る素地を養うためには、専門的知識・技能だけでは十分ではなく、健全な道徳的性格によって幼児を薰陶感化しなくてはならないからである。この基本的姿勢に基づき、それについて以下のように述べられた。

「教育の専門的知識と技能」として保育者に必要な資格は、まず第1に教育学に精通することである。幼児保育は教育の一部であり、その理論・方法等は教育学から導かれる。また、教育は幼年から丁年に至るまで連続し、前時期の教育は後時期の教育の予

備として連関するものである。そのため、保育者は教育学を研究して、一般教育の目的に関する明瞭な概念を得ると同時に、その方法について精確な知識を有する必要がある。それは、保育理論・方法を理解し、幼児期の教育とそれ以後の教育との連関を考慮することにつながる。

第2には、心理学・生理学・衛生学の知識に通じることである。これらの学問は、教育学の補助学科である。心理学は人間の心意状態とその発達の法則を示し、生理学は身体諸器官の状態とその発達の法則を示し、衛生学は身体の健全を促進・保持する方法を示す。これらは、教育を実行する上で必要な知識であり、最も旺盛な心身発達が見られるのが幼児期の特性であるから、その自然な発達に適応する方法を講ずるために必要である。とくに児童心理学の研究は、怠ってはならない。

第3には、保育の学理・技能に精通することである。教育学は、とくに小学校教育に言及するが、幼稚園保育にはまれにしか言及しない。そのため、保育者は、とくに保育学を研究する必要がある。また、保育者であるには、保育学の知識だけでは十分ではなく、それを実際に活用しうる技能が必要である。必ず実地の術を練習し、学理を実地に応用する技能を有する必要がある。

次に、「道徳的性格」として保育者に必要な主な資格は、まず第1に愛情に富むことである。日々の保育業務は煩雑であり、幼児に対する愛情を欠いて冷酷に陥れば、幼児の円満な心情の育成を阻害してしまう。また、頑強・執拗で教育しにくい幼児の性癖を改めるには、熱心な愛情が必要である。愛情は、「幼児保育の唯一の秘訣」である。

第2に、鞏固な意志と威厳とを有することである。愛情のみだと「姑息の愛」に陥ってしまう。そのため、保育者は、一方では「慈母」のように幼児を愛し、他方では「厳父」のように一貫した方針の下に幼児を指導する必要がある。

第3に、職務に熱心なことである。保育は困難な業務であり、その結果を将来に期さなくてはならぬ

いため、保育者には熱心さがとくに必要である。

第4に、「自己修養の徳」を備えることである。保育者は、愛情・「^{アマ}信切」・克己・忍耐・誠実・沈着・謙遜・公平などの諸徳を当然必要とする。しかし、これら諸徳は、常人には理想上のものである。そのため、進んで諸徳の養成に務め、絶えず自ら修養してこの理想に到達しようとする奮發心を必要とする。とくに、幼児を指導して、身を以て幼児の実例・模範となるべき保育者には、この自己修養の徳こそ「最も必要な性格」である。

また、「其他」として、「理科文学上諸般の智識に通じ、其思想を豊富ならしむること」を「極めて必要」と強調している。その方法として「読書の嗜好」を養成するよう求めた。なお、この点については、別のところで、問いたがる子どもに対応して、理科・文学等の真理を「子供っぽく表出する技能」のために必要だと説明している¹⁴⁾。

以上のように、東は、保育者の資格を、教育の専門的知識・技能（①教育学、②心理学・生理学・衛生学、③保育の学理・技能）と道徳的性格（①慈母的愛情、②厳父的意志・威厳、③職務に対する熱心、④自己修養の態度）とに整理した。東においても、保育者の資質は、現職における学習・研究・修養によって獲得・練習すべきものとして捉えられた。とくに、現職研修・自己修養を重視する観点は、東において最重要資格として位置づけられた。また、読書を、子どもとのかかわりに必要な理科・文学等の知識を得る方法として挙げたことも注目に値する。

3. 和田実の保育者論

(1) 幼児教育法の体系化

和田実（1876～1954）は、明治39（1906）年に東京女子高等師範学校講師（翌年助教授）に着任し、以後保育実習科の授業を担当しつつ、同年よりフレーベル会機関誌『婦人と子ども』の編集をしていた人物である。なお、大正4（1915）年8月の東京女高師退職後、同年11月に目白幼稚園を創立、昭和5（1930）

年には目白幼稚園保育養成所を創立した。大正期以降の活躍にも注目すべき点は多いが、本研究の問題関心からすると、明治末期において中村・東の後を受けて保育理論を研究し、後の倉橋惣三へ影響を与えた履歴にとくに着目したい。

和田の保育理論は、主に『保育学』（昭和18(1943)年刊）や保育雑誌に掲載された論説によって整理すると、次のような特徴をもつた¹⁵⁾。例えば、①「保育」概念でなく「幼児教育」概念の体系化、②幼児の生活を幼児教育の対象としたこと、③興味・模倣・感情伝染・習慣性・対抗争性・養育の観点からの遊戲的教育論、④幼児教育における教授的方法の限定的採用、⑤幼児は心身幼弱にして奮励努力を欠くとする幼児観、⑥教育者の表情・行為・暗示等による感化論、⑦保育項目の遊戲概念への一本化、⑧生活習慣の訓練を超えた道徳教育の一環としての訓育的誘導論の体系化、⑨具体的な幼稚園論への理論の収束、といった特徴が見出せる。

和田の代表的な著作には、『幼児教育法』（中村五六との共著、明治41(1908)年）、『実験保育学』（昭和7(1932)年）、『保育学』（昭和18年）がある。明治期の和田の保育思想がうかがえる著書としては、『幼児教育法』が挙げられる。『幼児教育法』の理論内容については、次のような特徴が指摘されている¹⁶⁾。すなわち、①科学的研究による幼児教育学の確立への志向、②大人の生活を展望した上で幼児の生活の構造的把握、③幼児の活動の遊戲的性格の指摘、④基本的習慣の形成法に対する着目、⑤保育四項目から習慣・遊戲への幼児教育の視点移動、⑥将来の人間生活にむけた遊戲の発展的構造（経験的一模倣的→練習的遊戲）とそれに基づく誘導論、⑦観察を基礎とする遊戲論、⑧恩物主義克服を目指した手工における恩物の位置づけ、であった。

なお『幼児教育法』は、中村と和田との共著であるが、「ほとんどが和田の筆になるもの」とされており、「日本の子どもの生活のにおいのするはじめての幼児教育論」と評されている¹⁷⁾。同著については、その第8章・第9章・第11章の一部が、『婦人

と子ども』誌に掲載された中村の文章と同じという指摘もある¹⁸⁾。しかし、和田は、同書に対する批評に対して「著者の一人にして且起草者」として応答し¹⁹⁾、後日には、保育四項目批判と遊戲に対する問題意識に基づいて著したことを述べている²⁰⁾。つまり、『幼児教育法』の理論内容は、中村の保育論説を取り入れつつ、和田が自身の観点から論じ直したものとして考えることができる。

(2) 「幼児教育法」と「教育的精神」

明治後期における和田の主著『幼児教育法』の出版のねらいは、幼稚園保育を含めた「一般の教育家」に向けて、幼児教育法に関する研究結果を「教育方法学書」として発表し、その批評を受けて意見交換して「学問の進歩」を計ることにあった²¹⁾。そのため、保育者を主題とした章節を設けていない。ただ、本文中には、保育者のあり方について言及した部分も見られる。本節では、『幼児教育法』に部分的に見られる保育者論を整理し、当時の和田の保育者論を検討する。

『幼児教育法』では、「幼児教育法」とは「改良せられたる幼稚園保育法」であり、賢母としての準備として主婦が必ず学ぶべき「狭義における家庭教育」の方法原理であると定義し、これと区別して「保育法」を「特に幼稚園時代の教育のために組織された特殊の理論」として批判対象とした²²⁾。そして、同著本論内では、「保育者」の代わりに「幼児教育者」という言葉が頻繁に使われている。つまり、和田の「幼児教育者」概念は、保姆に限らず、家庭において幼児を教育する母親をも含む。

幼児教育の目的は、「幼児の身心をして健全なる発達を遂げしむること」と「其習慣的行動をして善良ならしむること」という2項にまとめられる²³⁾。幼児教育者は、幼児の現在の興味を基礎として遊ばせるうちに、先達として感化誘導することによってこの目的を達しなければならない²⁴⁾。のために、幼児教育者は、単なる「子守女」とは異なる「専門の教育家」として、被教育者に関する明瞭な「予定

の見解」を有して幼児の遊戯を方向づける。そして、「幼児をして如何に完全に遊ばしむ可きか」や「其習慣は如何様に躊躇可きか」等について、常に積極的に「予案」を立てるのである²⁵⁾。

和田は本書において幼児教育法を論じたが、本書の結論によると、「本書論述する所の幼児教育法は単に完全なる教育者たるものゝ形式的資格を研究したに過ぎぬ」のであり、「完全なる幼児教育者」たるには「教育的精神」が必要であると述べた²⁶⁾。「教育的精神」とは、「教育者其人の人格より流露する向上的積極的英気」であり、「感化の本体であり原泉となるもの」であり、この精神を欠けばどんな設備・言説も畢竟無意味となる²⁷⁾。それは、技術の巧みさよりも教育効果を高める可能性を有した、真面目・熱心・親切に子どもを愛する「精神的意氣」である²⁸⁾。活動に精神あらしむるのが遊戯である限り、その遊戯によって幼児が発達する幼児教育においては、この「教育的精神」はとくに重要となる²⁹⁾。

以上の通り、和田のいう「幼児教育者」の資格は、大きく「幼児教育法」と「教育的精神」とに分けられる。両者の関係は定かでない。幼児教育法論に比べて、「教育的精神」論は明らかに展開不足であった。中村や東も、「教育的精神」にあたる熱心・愛情などについて十分論じたとは言えない。和田の「幼児教育者」論は、習得すべき専門的方法・技術を中心に行開し、保育者の専門性を根拠づける一方で、その精神的資格論を未だ課題として残していた。

なお、中村・東において最重要視された保育改良・研究の態度は、『幼児教育法』の文章上ではあまり強調されていない。しかし、和田は『幼児教育法』に対する教育家（保姆を含む）の批評によって、幼児教育法が改良・研究されることを期した。改めて論じてはいないが、和田が『幼児教育法』を出版したことそのものに、保育者による保育改良・研究を重視する意図が込められていたと思われる。

4. 倉橋惣三の保育者論への影響

(1) 倉橋惣三の保育思想の概要

倉橋惣三（1882～1955）は、明治43(1910)年に東京女子高等師範学校嘱託講師を命じられ、児童心理学などの講義を担当した人物である。倉橋は、和田が担当していた『婦人と子ども』の編集に明治44(1911)年から加わり、翌明治45(1912)年には和田に代わって編集兼発行者となった。大正6(1917)年、東京女高師教授兼附属幼稚園主事に着任し、以後さらに幼児教育の改善に努めた。大正8(1919)年から11(1922)年にかけての在外研究を経て以降は、家庭教育・児童保護・児童文化に対する問題関心を深め、帰国後積極的な言論活動を行った³⁰⁾。また、幼児教育理論の体系化を進め、昭和9(1934)年には主著『幼稚園保育法真諦』をまとめて出版した。戦後に至ると、昭和21(1946)年に教育刷新委員会の委員に任命され、学校教育法における幼稚園の位置づけに貢献している。

倉橋の著作には、『幼稚園雑草』（大正15(1926)年）、「就学前の教育」（『教育科学』岩波講座第1冊所収、昭和6(1931)年）、『農繁託児所の經營』（緋田工と共に著、昭和7(1932)年）、『幼稚園保育法真諦』（昭和9年）、『日本幼稚園史』（新庄よし子と共に著、昭和9年）、『児童保護問題』（昭和10(1935)年）、『玩具教育篇』（玩具叢書第7巻、昭和10年）、『育ての心』（昭和11(1936)年）、『家庭教育の本質と指導の要諦』（昭和11年）、『フレーベル』（大教育家文庫第20巻、昭和14(1939)年）、『若き公民』（昭和23(1948)年）、『子供謡歌』（昭和29(1954)年）などがある。そのほとんどが昭和期のものであり、明治期における倉橋の保育理論をうかがえる資料は、『婦人と子ども』などの雑誌論説に限られる。

倉橋の保育思想は、先行研究によって様々に検討されてきた。明治・大正・昭和期を通して見た時、倉橋の保育思想は、次のような特徴が指摘された。例えば、①ありのままの一人の人間としての尊厳性に基づいた子ども理解（分解的でなく渾一的把握）、②家庭生活の教育性の肯定、③保育の生活化の徹底、

- ④幼児期の成長という観点からの保育目的・目標論,
- ⑤自由遊びと保育項目活動との中間的活動としての誘導保育論（自己充実－充実指導－誘導－教導）,
- ⑥生活の中で子どもの興味・活動を一つの主題へと導く系統的保育案の主張,などの特徴が見出せる³¹⁾.

(2) 保育者の必要条件と十分条件

保育者を中心テーマとした倉橋の論説は、例えば明治44年から自ら編集を務めた『婦人と子ども』を見ても、明治期には管見の限り見あたらない。時期の近い大正2(1913)年の『婦人と子ども』第13巻第5号を見ると、巻頭に「保母論」という論説が無記名で掲載されている。倉橋は当時の『婦人と子ども』の編集兼発行者であり、かつ同論説は、後に主著の一つ『幼稚園雑草』に「幼稚園保母」と改題して収められており³²⁾、倉橋の著述とみて間違いない。この「保母論」における論は、後々までの倉橋の保育者論を代表するものとして位置づけられている³³⁾。本節では、この「保母論」を用いて、最初期の倉橋の保育者論を確認する。

大正2(1913)年発表の「保母論」には、次のように保育者論が展開された³⁴⁾。保母の資格は、「保母の苦労」に堪え得ること、「保母の慰労」に満足すること、「保母の歓喜」を第一の歓喜とすること、の3条件を挙げられる。この3条件は、幼児教育の学問上の研究者、事務上の監督者、思想上の奨励者には必ずしも必要ではないかも知れないが、「実際に幼児に接して、直接にその教育の任に当たる人」には不可欠の資格である。この資格なくして保母になることはその人の苦痛であり、これあって保母になることはその人を「最幸福な人」にする。

第1の資格「保母の苦労」に堪え得ることについては、次のように述べた。保母には、「物思ひ易い若い年頃の人」が多いが、健康上優れない時も、毎日毎日、同じ様に機嫌良く子どもと遊び続けなければならない。また、保母の仕事は、「日々その時々に、之れだけ遊んだから、子供に之れだけ利益があったといふ風の手答へは全くない」のである。さら

に、「仕事に無責任な呑氣家」ではなく「熱心家・誠実家」であればあるほど仕事に手応えが欲しいものであり、とくに若い時はそうである。それでも、「毎日同じように、積木を積んでは崩し、崩しては積んで居る」のが保育の本来の姿であるため、保姆は「疑はず惑はず、急がず焦らず、一貫した努力を以て」毎日の遊びをつづける。その仕事は外面向に気楽に見えるためか、その苦労を察してもらいにくい。このような「保姆の苦労」に堪え得る性質が、保姆には必要である。

次に、「保母の慰労」に満足することについては、次のように述べられた。「真の慰労」は「常に我が個中のもの」であり、「仕事そのものから直接的の慰労を与えらるゝもの」である。「教育者の慰労」はみなこの種のものであり、「教育そのことから生ずる直接的慰労」ほど、教育者を真に慰労し得るものはない。保母は、現在において「世に最も慰労少なき仕事の一つ」であるが、他方では「人間の中恐らく一番清淨無垢な幼児の心から、清淨無垢の愛を受取り得る」職業である。こういう幼児から、保母は、「信用と尊敬とを以て深く親しみ慕はるゝこと」によって「人知れぬ慰労」を受け、総ての苦労を忘れうる。このような「個中の真味」を味わうことができた人には、保母の仕事は楽しく、幸福で、慰労多い仕事である。このような「保母の慰労」に満足する性質が、保母には必要である。

第3の資格「保母の歓喜」を第一の歓喜とすることについては、次のように述べられた。「保育上何か特別に困難なる幼児」に対し、「特別の苦心、特別の労力」を尽くして多少なりとも結果を得られた時、「非常の大歓喜」を得る。このような歓喜は、結果の大小ではなく、「保母の熱誠努力そのもの」によって生まれる。「大きい努力から些少の結果を得て、そこに大歓喜を感じること」は、特殊教育に従事する者の歓喜と似ている。幼児教育は、幼児以降の教育よりも一層世話をやける故に必ず大きな歓喜を得られるはずである。このような「保母の歓喜」を第一によろこぶ性質が、保母には必要である。

以上の3条件は保母の不可欠な資格であるが、これらだけでは保母の任務を全う出来ない。その他に、「保母のハタラキ」に属する要件（保母の「素養」「練習」「経験」）が必要である。ただし、これらの要件だけでは「ほんとうの保母」にはなれない。先述の「人柄」に関する3条件こそ、「ほんとうの保母」になるための必要条件である。

以上のように、倉橋は、明治後期において論じ続けられてきた専門的理論・技術を、保母の任務を全うするための十分条件として位置づけ直した。そして、「保母の苦労」に堪え、「保母の慰労」に満足し、「保母の歓喜」を第一とする人格的資格を重視し、保母の必要条件として位置づけた。保育者の人格的側面の追求は、中村・東を通じて論じられてきたが、和田において一時棚上げされていた。倉橋は、保育者の人格的資格の追求、すなわち明治末期に残された課題に取り組んだといえる。

おわりに

以上、中村五六・東基吉・和田実・倉橋惣三の保育者論を通して、明治後期の保育者論の内実を検討した。明治後期の東京女子高等師範学校附属幼稚園の系譜に連なる保育者論は、中村五六の論を受けた東基吉によって専門化・体系化が試みられ、和田実によって方法・技術面の専門化が進んだ。明治後期の保育者論は、とくに保育理論・方法・技術の習得面に特化される方向へ、展開していった。

人格的側面については、中村・東の論と倉橋の論は根本的に異なっていた。中村・東は、保育理論や技術を習得し、感化方法としての道徳を修養する条件として論じた。倉橋は、保育自体からくる幸福を保母自身の幸福へと転換することを最重視し、保母が保母として生きていく条件として論じた。

当時の幼稚園保母は、もともと女性として低い社会的地位にある上に、素人的子守と同一視され、待遇も低かった。そんな現実の中で彼女たちは、保母として如何に生きるべきか、考えざるを得なかつた

だろう。大正期には、倉橋が、保育そのものに由来する幸福をその拠り所として「ほんとうの保母」像を提示していった。しかし、それは専門的職業としての保母の質をどう向上させるかという論であり、専門的職業でない保母を専門的職業とするにはどうするかという論ではない。保母の専門的職業化への志向は、むしろ明治後期の保育者論に多く見ることができる。明治後期の保育者論は、保母としての拠り所を主に専門的理論・技術に求め、それによって専門的職業としての保育者像を形成していった。このような専門的職業化を志向する保育者論が明治後期に蓄積されたからこそ、大正期以降に「ほんとうの保母」論を論じ得たと思われる。

なお、明治後期の保育者論には、小学校教員論の影響を想起させる点があった。明治後期の保育者論は、小学校教員論の影響を受けつつ、フレーベル研究と幼稚園研究・実践との進展とともにあって、次第に独自の論理体系を持つようになったのかもしれない。この仮説は、幼稚園史・保育者史を、小学校史・教員史との関連から考える観点の一つとなると思う。本稿では、両者の関係を実証的に明らかにすることはできなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 柿岡玲子『明治後期幼稚園保育の展開過程—東基吉の保育論を中心に』風間書房、2005.
- 2) 湯川嘉津美「中村五六の幼稚園観—女子高等師範学校附属幼稚園分室の設立を中心に」『上智大学教育学論集』第38号、上智大学文学部教育学科、2003、pp.1~17.
- 3) 是澤博昭「恩物批判の系譜—中村五六と附属幼稚園分室の再評価」日本保育学会編『保育学研究』第42巻第2号、2004、pp.17~24.
- 4) 水野浩志「『幼稚園摘葉』解説」岡田正章監修『明治保育文献集』別巻、日本らいぶらり、1977、pp.215~225.
- 5) 水野浩志「『保育法』解説」同上、pp.227~237.

-
- 6) 中村五六『幼稚園摘葉』普及舎, 1893, pp. 100 ~102.
- 7) 『幼稚園摘葉』では、教育は、智徳体を平等に発達させて「人間固有ノ能力ノ潜伏スル者ヲ啓發スル」ことと定義され、その手段には、書籍による教授以外に「幼児ノ性質ヲ感化薰育スルコト」を挙げている（同書, p. 7）。幼稚園教育の主要目的は、「幼児ノ体力ヲ強壯ニスルハ勿論、其心意ヲ誘導啓發シテ邪径ニ入ルヲ防ギテ正路ニ導キ、知識ノ門戸タル諸官能ヲ完全ニ發達セシメ、人類ト外界万象トヲ相親和セシメ、道徳円満タル生涯中、種々ノ目的ニ適用セラル可キ力ヲ助長スル」と定義されている（同書, p. 9）。その定義・目的に基づいて同書において展開されている諸理論が、ここでいう「幼稚園教育ノ理論」にあたる。
- 8) 中村, 同上, p. 12. p. 14 には、「總テ言論ハ死物ナリ、之ヲ活用スルハ人ニ在リテ存ス」とある。
- 9) 湯川嘉津美「中村五六のフレーベル理解—明治期におけるフレーベル受容の一断面」日本ペスタロッチャー・フレーベル学会編『人間教育の探究』第 18 号, 2005, pp. 15~35.
- 10) 例えば、本文①の心身健康については、小学校教員心得の第 5 条目（「其身心ノ健康ヲ保全シ、以テ其職務ヲ尽スノ地ヲ做サンコトヲ務ムベシ」など）に対応すると思われる。
- 11) 柿岡, 前掲註 1).
- 12) 宮戸健夫「『幼稚園保育法』解説」前掲註 4), pp. 201~214.
- 13) 東基吉『幼稚園保育法』目黒書店, 1904, pp. 132 ~141.
- 14) 東基吉「幼稚園案内」『婦人と子ども』第 3 卷第 9 号, 1903. 9, p. 48.
- 15) 東京教育専門学校編・辛椿仙『和田実における「幼児教育論」—その成立と展開に関する研究』白桃サービスセンター, 2000.
- 16) 宮戸, 前掲註 12), pp. 251~265.
- 17) 宮戸健夫「『幼稚園保育法』解説」前掲註 4), p. 252.
- 18) 日吉佳代子「和田実の保育思想 その形成過程と発展（2）—中村五六、東基吉、和田実のかかわりについて」『日本保育学会大会研究論文集』第 48 号, 日本保育学会, 1995, p. 10.
- 19) 和田実「拙著『幼稚園保育法』に対する批評に就いて」『婦人と子ども』第 9 卷第 9 号, フレーベル会, 1909. 9, p. 17.
- 20) 和田実「懐古」『幼稚園保育法』第 30 卷第 4 号, 日本幼稚園協会, 1930. 4, pp. 39~40.
- 21) 和田, 前掲註 19), pp. 17~21.
- 22) 中村五六・和田実『幼稚園保育法』フレーベル会, 1908, 序 p. 1~2.
- 23) 中村・和田, 同上, p. 24.
- 24) 中村・和田, 同上, p. 42.
- 25) 中村・和田, 同上, pp. 45~46.
- 26) 中村・和田, 同上, pp. 241~242.
- 27) 中村・和田, 同上, p. 242.
- 28) 中村・和田, 同上, pp. 242~243.
- 29) 中村・和田, 同上, p. 244.
- 30) 大正期以降の倉橋の幅広い言論活動については、次の書を参照。森上史朗『子どもに生きた人・倉橋惣三の生涯と仕事（上）（下）』倉橋惣三文庫第 7・8 卷, フレーベル館, 2008.
- 31) 鬼玉衣子『改訂倉橋惣三の保育論』現代図書, 2008（初版 2003）.
- 32) 倉橋惣三『幼稚園雑草』（『倉橋惣三選集』第 2 卷, フレーベル館, 1965, pp. 250~257）.
- 33) 諏訪義英『新装新版日本の幼児教育思想と倉橋惣三』新読書社, 2007, pp. 138~147.
- 34) （無記名）「保姆論」『婦人と子ども』第 13 卷第 5 号, フレーベル会, 1913. 5, pp. 145~153.

※ なお、本文中の引用文は、適宜句読点・濁点等を付し、とくに意味がある場合を除いて、旧字体は新字体または異体字に変換した。